

# 「六条八幡宮造営注文」にみる御家人役

— 武蔵武士の表記を中心に —

菊池 紳一\*

はじめに

国立歴史民俗博物館所蔵の「六条八幡宮文書」は、建治元年（一二七五）の京都六条八幡宮造営に関する用途支配注文（以下「建治帳」と略称する）を含む文書群で、京都の醍醐寺関係史料のうちの一つである。一九九二年に海老名尚・福田豊彦『田中穰氏旧蔵典籍古文書』「六条八幡宮造営注文」について<sup>(1)</sup>で紹介されて以来、御家人制を中心に、様々な角度で検討されてきた<sup>(2)</sup>。私も、一九九三年に刊行された『東京都古代中世古文書金石文集<sup>(3)</sup>』に全文を掲載し、その解説で触れたことがある。また、この「建治帳」と比較して論じられる史料に、それより二十五年前の建長二年（一二五〇）三月日の閑院内裏造営雜掌目録（以下「建長帳」と略称する<sup>(4)</sup>）がある。これについては、石田祐一「惣領制と武

士団<sup>(5)</sup>」があり、御家人への賦課方式を（1）甲方式、（2）乙方式、（3）丙方式に分類している<sup>(6)</sup>。

本稿では、「建長帳」と「建治帳」を比較しつつ、武蔵武士の負担とその記載について、二、三の課題について考えてみたい。なお、本稿は鈴木宏美「六条八幡宮造営注文」にみる武蔵国御家人<sup>(7)</sup>」を主に参照した。

武蔵武士については、拙稿「武蔵武士と概念<sup>(8)</sup>」の中で「①時期は平安時代末から南北朝時代にかけて、②武蔵国内に名字の地（本貫地）を持つ武士と定義できよう。」と指摘し、その存在形態について分類を次のように分類した。

Iは、平姓秩父氏を出自とする畠山・河越・江戸等の一族。IIは、足立氏・比企氏・豊島氏・吉見氏などに代表される旧郡司系とみられる武士団、IIIは、後世「武蔵七党」と呼ばれた党的武士団、IVは、秀郷流藤原氏の流れを汲む大田氏・大河戸氏の一族、Vは、その他、毛呂氏・長井齋藤氏・大井氏・品川氏等の武士団、である。また、その特徴としては、I・IIやIIIの一部のように、武蔵国の在庁として活躍した武士があり、I・IIやIII・IV・Vの一部のように河内源氏の代々の家人（郎党）という伝承を持つ武士がいる。但し、IIIの党的武士団の多くは、村落の開発領主であり、頼朝に従って、主従関係を結んだ時から武士として活動したと考えられる、と述べた。

## 一、武蔵武士の記載の特徴

本章では、「建長帳」・「建治帳」に見られる武蔵武士の記載の特徴を確認しておきたい。

まず、前述した先行研究である鈴木宏美氏の指摘を確認しておきたい。<sup>(9)</sup>  
 ①全体の負担額からみると、負担額は諸国中の三一％（人数は一位）であり、鎌倉幕府御家人制度における武蔵の重要性が、建治年中でも継続していたことを示す。

②武蔵武士全体としてみると、人数では総人数の約五分の一であるが、負担額は総額の約九分の一と、武蔵武士は中小武士が多かった。

③これに関連して、「某所人々」（惣領に統括されない党的武士団）の表記は、武蔵がその多くを占め、この点で党的武士団が多かったことを示す。

④「建長帳」・「建治帳」を比べると、後者の方が大衆課税的であり、前者にしか見えない者や後者にしか見えない者が存在する。両者は武蔵武士の御家人を網羅していない。<sup>(10)</sup>

⑤配列順については、「鎌倉中」の中条・足立・都筑・小河の諸氏や「武蔵」の冒頭に記載される河越・江戸・豊島の諸氏は、早くから源頼朝に服属した家々である。それ以降の配列は、児玉・丹等の各党別に一括配列される。

⑥幕府が御家人の代替わり、御家人の移動を把握していない。そのため、幕府はいそいで各国に大田文調進を命じている。以上である。

次に「表Ⅰ 武蔵武士負担一覧（「建長帳」・「建治帳」の比較）」を掲載して、分析を進めたい。この表Ⅰの構成は、武蔵武士を前述御家人の分類Ⅰ～Ⅴに分けて記載し、配列はⅠ・Ⅱ・Ⅳは名字の五十音順、Ⅲは猪俣党・私市党等、武蔵七党の五十音順、Ⅴは桓武平氏・紀氏等、本姓の五十音順とした。表Ⅰの上段に建長帳（御家人名と負担箇所）、下段に建治帳（御家人名と掲載箇所、負担額）、最下段の備考欄に、氏族・党、名字の地（主に郡郷）等を記載した。

表Ⅰ 武蔵武士負担一覧（建長帳・建治帳の比較）

建長帳		建治帳		記載場所	負担額	備考
御家人名	負担箇所	御家人名	負担額			
Ⅰ、平姓秩父氏を出自とする畠山・河越・江戸等の一族						
(なし)		稲毛五郎跡 <small>(平重之)</small>	武蔵	五貫	平姓秩父氏、橘樹郡稲毛荘	
江戸入道跡 <small>(重長之)</small>	河堰十丈	江戸入道跡 <small>(重長之)</small>	武蔵	廿貫	平姓秩父氏、豊島郡江戸郷	
小沢女房	宮御方西渡廊	(なし)			平姓秩父氏、橘樹郡小沢郷	
河越次郎跡 <small>(重時)</small>	築地五本	河越次郎跡 <small>(重時)</small>	武蔵	廿貫	平姓秩父氏、入間郡河越荘	
河越三郎跡 <small>(重貞)</small>	裏築地二本	河越三郎跡 <small>(重貞)</small> （跡脱カ）	武蔵	十貫	(同右)	
(なし)		葛貫三郎跡 <small>(重重之)</small>	武蔵	四貫	平姓秩父氏、入間郡葛貫	
(なし)		中澤三郎跡	武蔵	八貫	平姓秩父氏、那賀郡中沢郷	
(なし)		中澤後家跡	武蔵	五貫	(同右)	
畠山上野前司 <small>(泰時)</small>	築地二本	畠山上野入道跡 <small>(泰時)</small>	鎌倉中	廿五貫	平姓秩父氏から足利氏	
Ⅱ、足立氏・比企氏・豊島氏・吉見氏などに代表される旧郡司系とみられる武士団						
足立左衛門尉跡 <small>(元春之)</small>	西四足右衛門陣	足立八郎左衛門尉跡 <small>(元春)</small>	鎌倉中	廿貫	藤原氏、足立郡	
(なし)		足立九郎左衛門尉跡	鎌倉中	十貫	(同右)	
豊島左衛門尉跡	裏築地三本	豊島右衛門尉跡	武蔵	十五貫	秩父平氏、豊島郡	
(なし)		豊嶋兵衛尉跡	武蔵	五貫	(同右)	
(なし)		豊嶋六郎跡	武蔵	三貫	(同右)	





成田入道跡	裏築地二本	成田入道跡	武蔵	六貫	藤原北家成田氏族、埼玉郡成田郷
広沢左衛門入道跡	裏築地五本	広沢左衛門尉跡	武蔵	廿貫	藤原北家魚名流、新座郡広沢郷
別府左衛門 <small>(行助也)</small>	裏築地一本	別府左衛門尉跡 <small>(行助也)</small>	武蔵	五貫	藤原北家成田氏族、埼玉郡別府
(なし)		別符刑部丞跡 <small>(義行)</small>	武蔵	三貫	(同右)
(なし)		毛呂豊後入道跡 <small>(季忠)</small>	武蔵	五貫	藤原姓、入間郡毛呂郷
若見玉次郎	裏築地一本	若見玉次郎跡	武蔵	五貫	秀郷流藤原氏足利氏、埼玉郡若小玉
(なし)		石戸入道跡	武蔵	八貫	不明、足立郡石戸郷
(なし)		大宮五郎跡	武蔵	三貫	不明、足立郡大宮カ
忍入道跡	河堰五丈	忍入道跡	武蔵	三貫	不明、埼玉郡忍
(なし)		恩田太郎跡	武蔵	三貫	不明、大里郡恩田御厨
(なし)		片山人々	武蔵	七貫	不明、新座郡片山郷
(なし)		河田八郎跡	武蔵	五貫	不明、足立郡河田郷
西条人々	河堰五丈	西条人々	武蔵	五貫	不明、埼玉郡西条郷
片鼻和左衛門跡	裏築地二本	(なし)			不明、幡羅郡片鼻和
(なし)		土淵矢三入道跡	武蔵	五貫	不明、多摩郡土淵郷
(なし)		平井太郎跡	武蔵	三貫	不明、多摩郡平井郷
広田馬允	裏築地二本	弘田人々	武蔵	五貫	不明、埼玉郡広田
(なし)		保古右馬入道跡	武蔵	五貫	不明、不明

最初に、表Ⅰ全般を見て気付いた点を示す。人数としてはⅢが多くⅤがこれに次ぐ。「建長帳」の一件平均の負担額を比較すると、Ⅰが最も多く、一件約十二貫、Ⅱが約十貫、Ⅲが約七貫、Ⅳが八貫、Ⅴが約六貫の順となる。結論としては、武蔵武士の典型はⅢ・Ⅳ・Ⅴの中小武士で

あったことが確認できる。

### 三、「鎌倉中」記載の武蔵武士

次に、「鎌倉中」に記載される武蔵武士を見てみよう。そこには畠山氏(Ⅰ)、足立氏(Ⅱ、二人)、目黒氏、都筑氏(三人)、小河氏、中条氏(以上Ⅲ)、綱島氏(Ⅴ)が見える。鈴木宏美氏は、彼らを早く源頼朝に服属した家々であると評価する。

彼らの負担は、「建長帳」は西右衛門陣(足立元春跡)、御厨子所(中条家長跡)、掃部寮戸屋(綱島左衛門入道<sup>12)</sup>)と殿舎に関わる造営負担が多い。ただ「鎌倉中」でも、都筑氏(三人)のようにⅢに分類される党的武士は河堰五丈の負担である。「武蔵」に記載される他の武蔵武士は、河堰(五く十丈)・築地(二く五本)・裏築地(一く三本)と負担が少なく、閑院内裏の周辺部を担当している。「建治帳」では、三く十貫を負担する御家人に該当する。御家人台帳記載の所領の多寡によって御家人役を宛て課されたとすれば、規模の小さい御家人であることを示している。

### 四、「建長帳」・「建治帳」の負担の相違

次に、「建長帳」と「建治帳」と格差がある例を見てみよう。「鎌倉中」の畠山氏の他、「武蔵」に記載される江戸氏・河越氏(以上Ⅰ)、豊島氏(Ⅱ)、安保氏・加治氏(以上Ⅲ)、広沢氏(Ⅴ)等がそれに該当する。

畠山氏は、「建長帳」の「畠山上野前司(泰国)」が築地二本と、他の

武蔵武士と同程度であるが、「建治帳」では「畠山上野前司(泰国)跡」が二十五貫とかなり負担が多くなっている。畠山泰国は、『吾妻鏡』弘長三年(一二六三)八月八日条が終見であり、建治年間以前に故人となっていた。泰国は、通常は在鎌倉で、御家人として將軍の御出に供奉する役を担っていたと考えられる<sup>(13)</sup>。泰国の負担が増加した背景には、所領の増加を推定することが可能であろう。おそらくそれは、泰国の母(北条時政女)没後、その遺領を受け継いだことが考えられる。

Iの江戸氏・河越氏は「建長帳」では各々河堰十丈・築地五本・裏築地二本であるが、「建長帳」では二十貫・二十貫・十貫を負担する。IIの豊島氏も前者は裏築地三本に対し後者は十五貫、IIIの安保氏・加治氏も前者は裏築地二本・裏築地二本、後者は二十貫・二十貫、Vの広沢氏も前者は裏築地五本、後者は二十貫を負担する。他の武蔵武士を見ると、例えば、都筑右衛門(経景)跡、忍入道跡、西条人々は「建長帳」が各々河堰五丈に対し、「建治帳」では各々五貫・三貫・五貫である。また、「建長帳」で裏築地二本を負担する越生人々、小代人々、加治人々、大井左衛門尉、品河三郎入道(清実)跡、成田入道跡、広田馬允は、「建治帳」では各々七貫・十貫・二十貫・(大井人々)八貫・(品川人々)七貫・六貫・(弘田人々)五貫であり、「建長帳」から「建治帳」までの二十五年の変化を換算しても、五貫〜二十貫と格差が大きい。御家人役の賦課は、基本的には所領規模によるものと考えられている<sup>(14)</sup>。しかし、検討を要する場合もあると考えられる<sup>(15)</sup>。

### まとめにかえて

本稿では「建長帳」と「建治帳」を比較することから論点を考えてみ

た。武蔵武士の典型は所領規模の小さい御家人である点、御家人役の賦課は、基本的には所領規模によるものであるが、検討を要する場合がある点を確認した。その他にも、同じ名字で複数件記載される御家人の背景に何かあるのか。「某跡」と「地名+人々」の表記の違いは何に起因するのか。まだ課題が多く残されているが、紙幅も尽きたのでこころで擱筆したい。

### 註

- (1) 『国立歴史民俗博物館研究報告』四五。その後、福田豊彦『中世成立期の軍制と内乱』II部に転載所収された。
  - (2) 網野善彦「甲斐国御家人についての新史料」『山梨県史研究』創刊号、一九九三年、福田豊彦「房総の御家人について」『中世の社会と権力』、吉川弘文館、一九九四年、石井進「信濃の風土と歴史(開館記念講演)」『長野県立歴史館研究紀要』一〇号、一九九五年)、同「中世の古文書を読む―建治元年六条八幡宮造営注文の語るもの―」(『新しい史料学を求めて』国立歴史民俗博物館大学院セミナー編、吉川弘文館、一九九七年)、小林計一郎「鎌倉時代の信濃御家人―建治元年の「六条八幡宮造営注文」を通して」(『長野』一八五号、一九九六年)、鈴木宏美「六条八幡宮造営注文」にみる武蔵国御家人(初出、『埼玉地方史』四〇号、一九九八年。岡田清一編『河越氏の研究』、名著出版、二〇〇三年、関東武士研究叢書、第二期第四巻に転載)。なお、「鎌倉中」に注目した拙稿「六条八幡宮造営注文」に見る二・三の課題」を書く予定である。
  - (3) 第一巻、古文書編一、角川書店、平成五年。
  - (4) 『吾妻鏡』建長二年三月一日条所収。これも注(3)の『東京都古代中世古文書金石文集成』に全文掲載した。
  - (5) 『中世の窓』六号、一九六〇年。
- (6) この分類の内容は下記の通りである。(1) 甲方式は、「某」としての勤仕で、現存の一人物によって為される。(2) 乙方式は、「某跡」としての勤仕で、故人の名によってその遺跡相続者が一括されている。これ以前から惣領制が採用されていたことを示している。乙方式は最も多く見出される方法で、一般的傾向を物語っている。(3) 丙方式は、「某所人々」が勤仕するもので、幕府によって最初から「人々」として把握された複数の始祖を有したためにこの様な取扱いを受けたものと思われる。以上の

- 分類は、福田豊彦氏も基本的にはこの考え方を踏襲している(注(1)論考参照)。
- (7) 注(2) 記載の鈴木宏美論文。変更点は、「大井人々」の項目で、「大井太郎」と「大井左衛門尉」を挙げてはいるが、前者は信濃国の御家人と判断した点、項目「江戸入道跡・江戸三郎」は前行の「同三郎」の見間違えと判断し削除した。
- (8) 北条氏研究会編『武威武士の諸相』(勉誠出版、二〇一七年)所収。なお、畠山上野前司については、畠山重忠の跡を継承したことを前提に、便宜平姓秩父氏(一)に含めた。渡政和「鎌倉時代の畠山氏について(上)」源姓畠山氏の成立時期を中心に(一)「埼玉県立歴史資料館『研究紀要』」二二号、一九九〇年、同「鎌倉時代の畠山氏について(下)」『吾妻鏡』の記事を中心に(一)「埼玉県立歴史資料館『研究紀要』」一三三号、一九九一年、注(2) 記載の鈴木宏美論文参照。なお、畠山重忠の遺領については、『吾妻鏡』によれば、元久二年(一二〇五)七月八日、尼御台所(北条政子)が「畠山次郎重忠余党等所領」を勲功ある御家人に宛行っている。その後内々の沙汰があり、「故畠山二郎重忠後家所領等」は一旦改易されたが、承元四年(一二一〇)五月十四日に安堵されている。この後家(北条時政女)の所領に名字の地である畠山が含まれていた可能性が高いが、それ以外は分からない。前述渡政和論文、清水亮『畠山重忠』(吉川弘文館、人物叢書、二〇一八年)等を参照されたい。
- (9) 注(2) の鈴木宏美氏論文。
- (10) 鈴木宏美氏は、所領が狭小で賦課の対象にならなかった者や非御家人にとどまる武士がいた可能性を示す。しかし、「建長帳」「建治帳」が、参照した御家人台帳に記載の御家人すべてに賦課したとは考えられないから、当然網羅はされていないと思う。
- (11) 党的武士団として、猪俣党・私市党・児玉党・丹党・都筑党・西党・野与党・村山党・横山党の順で掲げた。
- (12) 網島氏は、早くから安達氏と関係をもっていた。注(2) の鈴木宏美氏論文参照。
- (13) 注(8) の渡政和論文参照。
- (14) 注(1) 福田豊彦論文。
- (15) 注(2) 拙稿では、北条時宗が中心になって、北条氏が自発的にまとまった負担を申し出る、「勸進」が行われたと指摘したが、武威武士の場合、中条氏がそれに当てるのではなからうか。